

自治基本条例等にかかる市議会での質疑応答について

平成24年第1回定例会

3月2日（金）、5日（月）～7日（水）

1 自治基本条例について

(1) 現在の検討状況について

- ・ 自治基本条例の制定に向けた取り組みについて、現在の検討状況についてについて伺いたい。

-
- ・ 庁内での議論と併せて、昨年8月に公募市民や学識経験者等で構成する自治基本条例検討懇話会を設置し、検討を進めてきた。
 - ・ 懇話会の会議は、これまでに5回開催しており、第5回目の会議では、条例の構成や骨子の素案について審議していただいた。現在は、4月に予定する第6回目の会議での条例骨子案の決定に向け、作業を進めている。

(2) これまでの検討における市民意見について

- ・ 条例の検討において、これまで市民からどのような意見が出されたのか。

-
- ・ 昨年11月に開催した市民講座・タウンミーティングにおいて、自治基本条例について説明したところ、参加者からは、制定の目的や条例の項目数、罰則を定めることができるかといった質問や、「世帯・家庭を自治の最小単位として盛り込んでもらいたい。」「道德の要素を盛り込んでもらいたい。」などの意見をいただいた。
 - ・ タウンミーティングの参加者や市政モニター等を対象に実施した市民アンケートでは、「内容が難しいので、もっと分かりやすくしてほしい。」「大人から子供まで全ての人に平等な条例にしてほしい。」などの意見をいただいた。

(3) 市民アンケートについて

- ・ 市民アンケートにおいて、約8割の方が自治基本条例を「知らない」と回答

された結果について、どう分析しているのか。

- ・ 市民アンケート結果から、条例の制定に向けて、より一層の周知が必要であると判断している。
- ・ 自治基本条例を「知っている」と回答された方が、どこで知ったかということについては、広報ひめじや市のホームページを挙げられている方が多く、今後は、これらを十分に活用するとともに、様々な機会を捉えて、周知を図っていきたい。

(4) 今後の市民意見の聴取等について

- ・ 今後、どのような方法で市民意見を聴いていこうと考えているのか。
- ・ パブリック・コメントを実施するための広報手段の強化や、幅広く市民の意見を聞き、それを反映されるための工夫が必要ではないか。

- ・ 現在、広報ひめじにおいて、自治基本条例に関する連載記事を掲載し、検討状況等を継続的に周知しながら、条例に関する意見を随時、受け付けている。
- ・ 平成 24 年度には、今後、取りまとめる条例骨子案を基に、7月から8月を目途に、パブリック・コメント手続を実施する予定であり、広報紙やホームページなど各種媒体を活用し、広く市民への周知を図り、多くの意見がいただけるよう努めていきたい。
 - ・ 併せて、市民講座とタウンミーティングによる意見交換などを通じて、市民の幅広い意見をいただきたいと考えている。
 - ・ いただいた意見については、懇話会や庁内検討において、十分に議論を行い、可能な限り条例に反映していきたい。
 - ・ また、これらの検討状況を随時、議会に報告し、意見をいただきながら、平成 25 年 4 月の施行を目指し、取り組みを進めていく。

(5) 「市民」や「議会」、「議員」の考え方について

- ・ 「市民」の範囲や、「議会」「議員」についての考えを伺いたい。

- ・ 懇話会において、まちづくりに参画する主体を幅広く捉え、市内に住所を有する者、いわゆる「住民」の他に、市内への通勤・通学者や、市内で事業または活動を行う個人や団体を含めて「市民」と考え、また、「議会」や「議員」については、既に議会基本条例が施行されていることを踏まえ、議会基本条例と齟齬を生じない形で規定するという方向で検討が進められている。

(6) 住民投票制度について

- ・ 他都市では、住民投票制度を規定しているものが多くあるが、姫路市ではどのように考えているのか。

- ・ 懇話会において、市政への参画という観点から、市政に関し特に重要な事案について住民の意思を直接確認する仕組みとして、事案ごとに条例を定めて住民投票を実施する根拠規定を設ける方向で検討されている。
- ・ 一方、国においても、住民投票制度について議論されているが、その考え方として、住民自治の基本は代表民主制であることが示されていることも踏まえ、市長等の発議により、議会の議決を得た上で、実施することが適切であると考えている。

(7) 市政の重要課題を話し合う規定について

- ・ 自治基本条例に、市政の重要課題について自由な話し合いを保障する規定を盛り込んでもらいたい。

- ・ 懇話会において、市民のまちづくりへの参画等に係る考え方や仕組みを規定する方向で検討が行われている。

(8) 市民ボランティアとの関係について

- ・ 自治基本条例と市民ボランティアの関係を教えて欲しい。

- ・ 本市では、市民と行政がまちづくりの心を共有して、共に取り組む「市民共治」を推進しており、昨年5月から、その基本的な考え方などを規定する自治基本条例の制定に向けた取り組みに着手した。

- ・ 現在、懇話会の検討において、個人や団体が行う自発的なボランティア活動を、まちづくりを担う市民活動の一つとして位置付けている。
- ・ また、地域コミュニティ団体やNPO法人が行うボランティア活動を含めた活動については、その活性化を図るための支援を行う旨を規定する方向で検討が進められている。

2 職員倫理条例について

- ・ 議員政治倫理条例の趣旨を踏まえ、市長及び職員に関する倫理条例についても、他都市のように「不正な働きかけ」、いわゆる「口利き」を防止すべく、そのような働きかけや要望を記録したり、公表したりすべきではないか。
- ・ 議員に対してだけでなく、業者や市民からの口利きに対しても同様の措置を講じるべきではないか。

-
- ・ 市長及び職員の倫理条例の制定に当たっては、議員の政治倫理条例案の趣旨や考え方を踏まえて、その内容を検討していくが、現在、市長及び職員が遵守すべき倫理基準、利害関係者との間の禁止行為や職員への「不正な働きかけ」への対策等のほか、禁止行為等の有無を審査するため、専門的知識を有する外部の委員で構成する倫理審査会の設置について規定することを考えている。
 - ・ 今後のスケジュールについては、新年度の早い時期に、市職員及び外部の有識者等で構成する条例検討懇話会を設置して条例案の検討を行い、パブリック・コメント手続を実施した上で、条例議案を上程したいと考えている。
 - ・ 条例の検討過程は適宜、議会に報告していく。
 - ・ 市長・職員倫理条例の制定により、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼の確保につなげていきたい。